

令和7年度

太子堂中学校の生活

太子堂中学校 生活指導部

I 服装・身だしなみについて

本校には、生徒が安全で秩序ある学校生活を送るために定めた標準服があります。これは、長年にわたり地域の皆様や卒業生、在校生や保護者に親しまれてきた歴史ある服装です。この太子堂中学校への親しみや伝統を大切にした標準服を基盤として、太子堂中学校らしさを維持しながら、安全且つ秩序を持って学業に励むことができる服装や身だしなみを考えましょう。

以下に示すものは、みなさんが服装や身だしなみを考えていくうえで、「標準服と調和のとれた、秩序ある身だしなみ」を、自ら自律して考えるための教材として、指針を示したものです。

《服装・身だしなみについての指針》

1 頭髪

- (1) 中学生の発達段階をふまえて、自他の健康安全上、支障のない髪形とする。
- (2) 前髪は視力を損ねない程度の長さにする、またはピン等でとめる。
- (3) 髮止めは派手でないものをする。
- (4) 脱色・パーマ・染色、薬品を使用するものは特別に許可が無い場合は禁止する。
- (5) 爪は清潔で安全な状態に整える。

2 服装

(1) 標準服

- ・ 上衣 学校指定 ボタンをとめて着用する。
- ・ ズボン 学校指定 折り返しなし。
- ・ スカート 学校指定 長さはひざがかくれる程度。
- ・ シャツ 白ワイシャツ
- ・ ネクタイ・リボン 学校指定、常時着用する。

(2)季節による対応

① 5～10月はネクタイ・リボンの着用は自らの判断とし、学校指定のポロシャツを着用してよいが裾はしまう。指定ベストの着用は任意
ブレザーを着用するときは、ワイシャツにネクタイ・リボンを着用する。

② 11～3月は温度調節のため、校内ではセーター着用のままブレザーを脱いでもよい。

③ Tシャツ 無地のものとし、暖色系などの派手な色や濃い色等は避け、標準服に合うものにする。

- (4) 靴下 標準服に調和して、柄のないもの。
タイツなどを着用してもよいが、黒で制服に調和するものとする。
- (5) 靴 運動靴又は黒、茶の革靴とする。
校内履きは、学年指定カラーがあるので学校指定のもの。
- (6) 防寒着
- ① 標準服に加えて無地のVネックセーターを着用してよい。
暖色系などの派手な色は避け、標準服に合う色にする。
- ② 登下校時の防寒として、コートを着用してよい。
標準服に合う色の、スクールコート、ダッフルコート、ピーコート等が望ましい。
- (7) その他 学校生活での安全を考慮し、中学生にふさわしいものにする。
装飾品および、装飾目的となるものは使用しない。

II 安全の確保と学習活動の秩序について

以下の指針は、生徒が学校生活を送る上での安全の確保を目的とし、学習活動を進める上での秩序を維持するために必要なことを示したものです。

《安全の確保と学習活動の秩序についての指針》

1 所持品

- (1) 学習活動に必要なもの以外は持ってこない。

2 登校、下校、外出

- (1) 登校時間 8：25までに着席すること。8：00前には登校しない。
朝読書（朝学習）を8：25～8：35まで行う。

(2) 下校時刻

<一般下校> 6時間授業の日 16：00 5時間授業の日 15：00
※行事等で変更がある場合は別途連絡がある。
<放課後活動時> 最終下校 18：15

- (3) 放課後活動は、担当の先生がついている時のみとする。
○部活動以外は17：00までとし、その範囲内で行える活動とする。
○優先順位は
　生徒会活動および委員会活動
→ 学年、学級の活動(行事等)
→ 教科
→ 部活動

- (4) 登校後は、下校まで学校の外に出ない。

- (5) 自転車による通学は禁止。
- (6) 登下校時の通学路はあらかじめ届け出た道を通り、寄り道せずにはまっすぐ帰宅する。
- (7) 帰宅後は速やかに着替え、標準服および学校指定のジャージ、体操服での外出はしない。

3 欠席・遅刻・早退

- (1) 欠席、遅刻するときは、保護者の方から学校に電話またはすぐ一で連絡をする。
- (2) 遅刻をして登校した時は、必ず職員室の先生に遅刻してきたことを伝え、カードに記入してもらい教室に行き、授業の先生に渡す。
- (3) 急な用事で早退の必要な時は、保護者の方から学校に連絡をしてもらうようにする。

4 施設の利用について

- (1) 破損又は紛失した時は、ただちに先生に届ける。
- (2) 安全施設（非常ベル、防火扉等）のいたずらは命にかかるので絶対しない。

5 その他

怪我等で止むを得ず他の服装で登校しなければならない事情が生じたときは、生徒手帳の連絡欄に保護者が記入して担任に届け出る。